

|                                                                                                                                                                     |       |                |     |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|-----|---------|
| 不正競争                                                                                                                                                                | 判決年月日 | 令和3年1月26日      | 担当部 | 知財高裁第2部 |
|                                                                                                                                                                     | 事件番号  | 令和2年（ネ）第10030号 |     |         |
| ○ 伝統芸能である長唄囃子の流派である「望月流」において、「望月」の表示は、「望月」の姓を芸名に用いる者からなる演奏家の集団である「望月流」を統制する立場にある「家元」の地位にある被控訴人の営業表示として周知になっており、被控訴人から名取名の認許を受けるなどしていない控訴人らにとって他人の周知な営業表示に当たるとされた事例。 |       |                |     |         |

（事件類型）不正競争行為差止 （結論）控訴棄却

（関連条文）不正競争防止法2条1項1号，3条1項

（原判決）東京地方裁判所 平成30年（ワ）第27155号・令和2年3月25日判決  
言

#### 判 決 要 旨

1 本件は、長唄囃子の普及等の事業活動を行う被控訴人が、「望月」の名称は望月流宗家家元であり「十二代目望月太左衛門」の芸名を有する被控訴人の営業表示として周知であり、控訴人らにおいて長唄囃子の事業活動に被控訴人の上記営業表示と同一の「望月」の名称を使用する行為は、他人の周知な営業表示と同一の営業表示を使用するものであって、不正競争防止法2条1項1号の不正競争に該当する旨主張して、控訴人らに対し、同法3条1項に基づき、長唄囃子における芸名として「望月」なる名称を称し、同名称を表札、看板、印刷物に表示するなどして使用することの差止めを求めた事案であり、原判決が、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人らが控訴を提起した。

2 本判決は、主要な争点である「望月」の表示が控訴人らにとって他人の周知な営業表示に該当するか否かについて、概要、以下のとおり判断して控訴人らからの控訴をいずれも棄却した。

(1) 一般に伝統芸能の分野において、家元は、各流派の長であり、門弟に対し、その姓を冠した名取名を認許したり、免状を発行したりすることで、流派の運営を統制する地位にあり、家元に名取名の認許を受けた者は、望月流においてそうであるように、家元の姓を冠した芸名（名取名）を用いて活動するものであり、これらのことは、長唄及びこれに隣接する歌舞伎等の伝統芸能に携わる者並びに長唄を含む伝統芸能等の愛好者らからなる需要者には広く知られていたものと認められる。そして、十代目、十一代目及び十二代目の望月太左衛門は、望月流を代表する立場にある「家元」の地位にある者として、「家元」としての立場で名取名を認許したり、望月流の者が参加する演奏会を主催したりして活動しており、望月流の流派内のみならず、第三者にも望月流を統制する立場にある「家元」として認知されてきたものといえる。

そうすると、遅くとも被控訴人が十二代目望月太左衛門を襲名した平成6年6月までに

は、「望月」の表示は、「望月」の姓を芸名に用いる者からなる演奏家の集団である「望月流」を統制する立場にある「家元」としての被控訴人の営業表示として周知になっていたものと認められる。

(2) 控訴人らは、被控訴人から「望月」姓を冠した名取名の認許を受けておらず、その他、「望月流」の一員として「望月」姓の使用を正当化する理由があるとも証拠上認められないから、「望月」の表示は、控訴人らにとって他人の周知な営業表示に該当するといふべきである。